

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

広域災害救急医療情報システム及び関連する防災業務について

平素より、災害医療体制の推進については、ご協力いただきありがとうございます。

標題については、平成 16 年度厚生労働科学研究班「災害時における広域緊急医療のあり方に関する研究」（分担研究者 大友康裕 独立行政法人国立病院機構災害医療センター）において、別添のとおり取りまとめたところです。

「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）等にもあるとおり、緊急事態に際して政府一体となった初動対処体制をとることにより、速やかな事態の把握に努めることとしており、特に大規模災害発生時においては、迅速かつ効率的な医療の提供を行う際に、情報の共有は、非常に重要です。

各都道府県担当部局については、別添を参考にいただき、特に管内の救命救急センター及び災害拠点病院に対して、広域災害救急医療情報システムの運用も含め、より一層の災害医療体制の推進について指導して頂くよう格別のご配慮をお願いします。

## 広域災害救急医療情報システム及び関連する防災業務について

### 第1 広域災害救急医療情報システムに関する基本的考え方

広域災害救急医療情報システム（Emergency Medical Information System. 以下「EMIS」という。）は、災害時では、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況、医師・看護師等のスタッフの状況、ライフラインの確保、災害医療に係る総合的な情報を共有するためのものである。

すなわち、

- ・ 必要な支援（人材、物資等）を迅速かつ適切に行うための情報
- ・ 患者が搬送された医療機関の情報
- ・ 広域に患者を搬送する必要がある場合の後方医療機関の受入情報 等を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護の提供に資することを目的とする。

### 第2 災害発生時の EMIS 運用体制

#### 1 EMIS への入力基準

(1) 支援を要請する場合、又は、国、被災した都道府県及び関係医療機関等からの要請情報があった場合には、EMIS 登録医療機関は迅速に EMIS へ必要な情報を入力する。

(2) 大規模災害時に関して、次の場合は、EMIS 登録医療機関は被災の状況にかかわらず、入力指示を待たずに、迅速に EMIS へ必要な情報を入力する。

- 1) 東京都23区で震度5以上の地震が発生した場合
- 2) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
- 3) 津波警報（大津波）が発表された場合
- 4) 東海地震注意報が発表された場合
- 5) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合

（参考：「緊急事態に対する政府の初動対処体制実施細目 平成15年11月21日 内閣官房長官決裁」）

(3) 災害時には、最新の情報を共有できるよう、EMIS 登録医療機関は、EMIS へ入力した情報の更新に努める。

#### 2 システム運用切替の基準

被災した都道府県は、原則として、次の基準に沿って運用の切替を実施する。

なお、国は、全国的な被害状況等を踏まえて、運用の切替を実施することがある。

##### ① 災害運用

- ・ 以下の基準で、広域的な対応が必要と想定されるとき
  - 1) 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
  - 2) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
  - 3) 津波注意報（大津波）が発表された場合

- 4) 東海地震注意報が発表された場合
- 5) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合
- ② 警戒運用
  - 1) 地域の限定的な災害が発生した場合又は発生することが想定される場合
- ③ 通常運用
  - 1) 警戒、災害運用の必要がなくなったと判断した場合
- ④ 訓練運用
  - 1) 訓練を行う場合

### 第3 関係者の役割分担

#### 1 国の役割

##### (1) 平時の役割

- ① EMIS のバックアップセンターの運用として、次を実施する。
  - 1) 災害情報のバックアップ機能  
災害情報を全国共通様式で蓄積し、共有化を図る。
  - 2) 各都道府県センターの代替センター機能  
各都道府県センターが停止している間、バックアップセンターが都道府県センターの機能を代替する。
  - 3) 災害情報のインターネットによる提供  
バックアップセンターに登録された災害情報を、インターネットを通じて提供する。
- ② EMIS 運用手順の作成及び定期的な訓練の実施等を通じて、災害が発生した際に円滑にシステムの運用ができるよう技術的支援を行う。

##### (2) 災害時の役割

- ① 都道府県の求めに応じて、EMIS に入力された要請情報について必要な支援を行う。
- ② 被災都道府県の機能等に甚大な被害が発生した場合、国が収集した情報について EMIS へ代行入力する。
- ③ 広域医療搬送が必要な場合には、関係省庁及び後方医療機関等に対して EMIS 等も活用して連絡調整を行う。

#### 2 都道府県の役割

##### (1) 平時の役割

- ① 訓練の実施、連絡先の確保等必要な体制整備を行うとともに、EMIS 登録医療機関に対して、EMIS の運用を円滑に実施できるよう技術的支援を行う。
- ② 管内の医療機関がライフラインの途絶や、インターネット網のみならず、電話やファックスが利用できない状況も想定し、防災無線、衛星電話等多様な代替通信手段を使った情報収集を行う体制を確認する。
- ③ 患者の集中などによって迅速に必要な情報を入力できない場合を想定して、都道府県が収

集した情報を EMIS へ代行入力する体制を確認する。

- ④ 本来支援を要請すべき医療機関が甚大な被害によってできない場合、都道府県が EMIS へ支援要請の代行を行う体制を確認する。
- ⑤ EMIS に参加していない自治体についても、自治体の相互支援の観点から、適切な情報収集・提供についての協力体制を確認する。

## (2) 災害時の役割

- ① 災害発生直後は、病院機能維持の確保に着目し、被災情報が入手できない病院については、職員の現地への派遣や消防機関、自衛隊等を通じて積極的に情報を収集するほか、災害推定情報等を参考に積極的に支援を行う。
- ② 管内の医療機関が、インターネット網のみならず、電話やファックスが利用できない場合、防災無線、衛星電話等多様な代替通信手段を使った情報収集を行う。
- ③ 患者の集中などによって迅速な情報発信ができない場合、都道府県が収集した情報について、EMIS へ代行入力する。
- ④ 本来支援を要請すべき医療機関が甚大な被害によってできない場合、都道府県が EMIS へ支援要請の代行を行う。

## 3 EMIS 登録医療機関の役割

### (1) 平時の役割

- ① 災害時に備えて、確実に支援又は要請情報を受けられることができるよう、EMIS に登録している担当者、電話番号、メールアドレス等について、変更があった場合、迅速に更新する。
- ② 災害時に円滑に EMIS を運用できるよう国又は都道府県が実施する定期的な訓練に参加する。
- ③ 災害拠点病院等の EMIS 登録医療機関においては、EMIS への入力基準に従い、担当者が 24 時間対応し、EMIS へ必要な情報を入力する体制を確認する。また、予め近隣の医療機関との連携体制について、確認する。
- ④ 自身の医療機関が被災を受け、インターネット網のみならず、電話、ファックスが利用できない場合や業務の輻輳によって EMIS への入力を直ちに行うことができない状況でも、多様な代替手段を用いて都道府県や保健所等に積極的に連絡を取り、支援を受けることができる体制を確認する。

### (2) 災害時の役割

- ① EMIS への入力基準に従い、必要な情報を迅速に入力する。
- ② 自身の医療機関が被災を受け、ライフラインの途絶や、業務の輻輳によって EMIS への入力を直ちに行うことができない場合、多様な代替手段を用いて都道府県や保健所等に積極的に連絡を取り支援を求める。